

燃やすごみ等収集運搬業務委託仕様書

1 目的

本仕様書は、燃やすごみ等収集運搬業務委託の概要を示したものであり、業務を行うに当たっては、本仕様書に従い、実施するものとする。

2 委託業務内容

指定する区域に排出される燃やすごみ、缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装ごみを収集し、指定する搬入場所に運搬する業務である。また、本市のごみ収集業務に付随して必要な業務（以下「付随業務」という。）についても実施する。

3 委託業務の履行

業務を行うに当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」、「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」等のごみ収集等に関する関係法令・規則を遵守し、本市の定める一般廃棄物処理計画及び収集作業計画に従って誠実、完全に業務を履行すること。

なお、受託者は京都市からの受託業務であることを十分に認識し、親切・丁寧な対応を心がけ、市民に対し、不快となるような言動をとってはならない。

4 委託期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

5 委託業務の概要

(1) 収集場所 山科区、西京区及び伏見区内の収集区域地図に指定する場所（別紙見本参照）

ただし、本市の作業計画の変更に伴い、収集区域を変更することがある。

(2) 業務実施日 原則として、1週間のうち土曜日と日曜日を除く5日間の実施とする（祝日も実施）。ただし、本市が指定する日については、臨時に実施することがあり、また、年末年始収集作業期間の業務実施日については、別途指定する。

(3) 稼働車両台数 （業務実施日1日につき）

最大積載量3トンのごみ収集車2台

(4) 配車内訳 ・山科区を中心に1台

・西京区を中心に1台

(5) 作業手順 別紙「作業手順指示書」のとおり

(6) 付随業務 不適正排出への啓発、収集曜日表示看板の設置作業、音声啓発、その他本市が指示する事項

6 委託業務の内容

(1) 本市の収集計画に従い、定められた日及び順番（時間帯）に収集を実施すること。

(2) 原則として毎週月曜日から金曜日に、曜日ごとに定められた地域・品目の収集を行

い、祝日についても収集を行うこと。ただし、本市の指示により変更する場合がある。

- (3) 定められた地域に排出されるごみについては、定められた日及び順番（時間帯）に必ず全て収集を行うこと。
- (4) 収集は、午前 8 時 3 0 分から行い、当日の午後 4 時 3 0 分までに、本市の指定する施設に搬入すること。ただし、交通事情等の受託者の責に負わない事由により、やむを得ず上記の時間までに搬入できない場合は、本市に連絡し、対応を協議すること。
- (5) 収集作業中は、周囲の人や車の安全を妨げることのないよう十分に配慮し、収集後は、散乱・飛散物の掃除を行い、収集場所の清潔保持に努めること。また、運搬中は、ホッパドアを閉め、道路等へのごみ等の飛散防止に努め、交通法規を遵守すること。
- (6) 収集車の走行速度は、法定速度が 5 0 km/h 以上の道路を通行する場合においても、5 0 km/h 未満で走行すること。
- (7) 委託業務に従事する者は、運転手・収集作業員ともに本市のごみの分別区分と出し方を十分に理解し、適正な分別排出ができていないものがある場合には、収集できない理由を記載したシールを貼り置いておく（以下「取り残し」という。）等の分別排出の啓発の対応を行うこと。ただし、置いてきたごみについては、後日収集する。
- (8) 収集にあたっては、責任者を選任し、定期的にパトロールを行うなど、円滑・安全な収集に努めること。
- (9) 収集漏れ、取り残し、収集後の後出し等により収集依頼があった場合は、直ちに対応し、当日中に収集すること。

7 機材等

本件業務に使用する車両については、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本業務に使用する最大積載量 3 トンのごみ収集車については、常用車両 2 台と故障等の不慮の事態が生じた場合に対応が可能な代替車を常用車両とは別に 2 台とし、本市から有償で貸与するものとする。
- (2) 車両は、十分な日常点検（道路運送車両法第 4 7 条の 2 第 1 項）を行うこと。
- (3) 車両は、本市の業務以外の他の業務には使用しないこと。
- (4) 車検・修理等のため、本市の承認を受けた車両以外の車両を一時使用する場合は、事前に本市に届け出て承認を受けること。
- (5) 本件業務に使用する車両は、受託者の負担により、対人及び対物賠償金額無制限の自動車保険に加入していること。

8 車両の貸与条件

(1) 貸与の内容

本業務に使用する車両 4 台と各車両の保管場所を貸与する。

(2) 使用料

年間 3, 9 8 8, 9 2 2 円（車両 4 台と保管場所 4 台分）

そのうち、車両 4 台の使用料は年間 3, 9 2 0, 9 3 2 円とし、保管場所 4 台分の使用料は年間 6 7, 9 9 0 円とする。

(3) 使用料の支払い

使用料全額を一括して事前に本市に支払うものとする。

ただし、車両 4 台の使用料については、分割して納入することも可能とする。分割して納入することを希望する場合は、速やかに本市に連絡し、事前に理由書を提出するものとする。分割する場合は、4 期（3 箇月分毎）に分割し、納入するものとする。

(4) 燃料

本業務に使用する車両に係る燃料については、本市廃食用油燃料化施設で製造するバイオディーゼル燃料を使用することとし、給油は各クリーンセンター構内の給油所にて本市が貸与する給油カードにより行うこと。

なお、B D F 使用料については本市が負担する。

(5) 貸与期間

3 年間（1 年契約を更新）

ただし、契約期間途中で貸与車両及び使用料を変更する場合がある。

(6) 保管場所

山科及び西京まち美化事務所構内の本市が指定する場所

(7) 使用料に含まれるもの

ア 車検・法定点検・架装点検

イ 税金・自動車損害賠償責任保険料

ウ 自然損耗による部品の交換、修繕

エ 通常の維持に係る費用（エンジンオイル、作動油等の油脂類及びこれの交換、タイヤ及びこれの交換等）

9 業務従事者等

(1) 本件業務に従事する者は、収集車 1 台につき運転手・収集作業員合わせて 2 名とする。

(2) 収集車 1 台に同乗する 2 名のうち 1 名以上は、ごみ収集運搬業務に 1 年以上従事した経験を有する者とする。ただし、業務の習熟と安定を確保するため、この者は、基本的に固定することとし、頻繁に替わらないものとする。

(3) 業務従事者の勤務態度、業務履行状況が不良であると認められる場合は、本市が業務従事者の変更を受託者に指示できるものとする。

(4) 本件業務に従事する者をあらかじめ本市に届け出ること。また、変更等ある場合も速やかに届け出ること。

10 業務履行における注意義務

(1) 受託者は、業務従事者に対し以下の研修・教育・指導を行わなければならない。

ア 業務の開始日から直ちに適正に業務を履行できるよう、事前に業務従事者に対して十分な研修等を行うこと。なお、その費用については、受託者の負担とする。

イ 適正に業務を行うため、また交通事故・労働災害等を防止するために、業務従事者に対し、次に掲げる項目の十分な研修等を行ったうえ、本業務に従事させること。

- (ア) 安全運転に関すること。
- (イ) 安全作業（機械操作，積込方法，収集場所確認等）に関すること。
- (ウ) 作業内容に関すること。
- (エ) 市民対応マナーに関すること。
- (オ) 京都市の分別ルール，ごみの排出方法（収集品目，対象品目等）に関すること。
- (カ) 廃棄物処理法，道路交通法，その他関係法令に関すること。

ウ 本業務開始後も上記イの研修を定期的に行うこと。

エ 運転手の業務に従事する者に対して，業務従事前には毎回，アルコール類を飲用していないこと及び免許停止・取消等の処分を受けていないことを確認しなければならない。

オ 毎年定期的に業務従事者の健康状態を確認するとともに，業務従事時には，業務従事者の健康状態を留意し，本業務遂行に支障があると判断される場合には，代替の業務従事者を用意すること。

カ 業務従事者の労務管理等に当たっては，労働基準法，労働安全衛生法，労働者災害補償保険法，健康保険法，厚生年金保険法，雇用保険法等の労働関係法規を遵守すること。

- (2) 故障・事故等により，当日中に行うべき業務を完了し得ない場合は，速やかに代替車を使用し，当該業務を完了させること。

11 市民対応

- (1) 受託者は，受託業務の効率的実施と業務の公共性を十分に認識し，常に市の業務を請け負っていることを念頭に置き，作業に際しては服装・言葉づかい・態度等において市民の信頼を損なわないようにし，市民への奉仕を心がけること。
- (2) 受託者は，いかなる理由があっても，市民等から金品その他の物を収受してはならない。
- (3) 受託者が市民等から収集業務に関する苦情等を受けたときは，受託者が誠意を持って対応すること。また，対応内容を直ちに所管のまち美化事務所に書面にて報告すること。

12 連絡体制

- (1) 受託者は，責任者を届け出ること。なお，本市からの連絡を確実に受け，業務従事者に対し明確な指示ができる体制をとること。
- (2) 受託者は，本業務の作業終了後や休日等において，本市からの緊急連絡や収集作業等に対応できる体制をとること。

13 ごみ等の搬入先

搬入先は，下記の施設とする。ただし，搬入先の施設の状況により，別の施設への搬入を指定する場合がある。

燃やすごみ：北部，東部及び南部クリーンセンター

缶・びん・ペットボトル：北部及び南部資源リサイクルセンター，山科積替所
プラスチック製容器包装：横大路学園及び西部圧縮梱包施設

（施設の所在地）

北部クリーンセンター（京都市右京区梅ヶ畑高鼻町２７番地）
東部クリーンセンター（京都市伏見区石田西ノ坪２番地１８）
南部クリーンセンター（京都市伏見区横大路八反田２９番地）
北部資源リサイクルセンター（京都市右京区梅ヶ畑高鼻町２７番地）
南部資源リサイクルセンター（京都市伏見区横大路千両松町４４７番地）
山科積替所（京都市山科区勤修寺閑林寺町８３番地８）
横大路学園（京都市伏見区横大路千両松町４４７番地）
西部圧縮梱包施設（京都市西京区大枝沓掛町２６番地）

14 年末年始のごみ収集

年末年始期間については，収集曜日の変更を行うため，受託者は通常の作業内容を変更し，本市が別途指定する収集業務を実施すること。

15 報告事項

- （１）交通事故，車両火災等が発生した場合は，直ちに本市に報告しなければならない。
- （２）業務終了後の１日ごとに，直ちに収集作業報告書を所管のまち美化事務所に提出しなければならない。
- （３）毎週，各収集車両の走行記録（タコグラフの速度・エンジン回転数・走行距離・走行時間）を所管のまち美化事務所に提出しなければならない。
- （４）毎月，収集作業月報を本市に提出しなければならない。
- （５）毎月，セルフチェックリスト及び安全運転取組報告書を本市に報告しなければならない。
- （６）受託者は，労働災害等の事故が発生した場合は，直ちに所管のまち美化事務所に連絡し，自ら適切な処置を取るとともに，書面にて，直ちに本市に報告しなければならない。
- （７）受託者は，交通事故等が発生した場合は，直ちに所管のまち美化事務所に連絡し，自ら適切な処置を取るとともに，書面にて，直ちに本市に報告しなければならない。
また，受託者は関係者に対し，誠意を持って対応しなければならない。
- （８）受託者が，市民等から収集業務に関する苦情等を受けたときは，直ちに事実確認を行い，所管のまち美化事務所に書面にて報告しなければならない。
- （９）所定の報告のほかに，本市から業務の履行状況について報告を求められた場合は，直ちに報告しなければならない。
- （１０）本市は，必要に応じ，本業務の履行状況の検査を実施することができるものとする。

16 損害の負担

業務中に発生した事故，負傷等の損害（第三者に及ぼした損害を含む）に関して，本市は，一切の責任を負わない。ただし，その損害が本市の責に帰すべき事由により生じ

た場合はこの限りではない。

17 契約・支払方法

1日1台当たりの単価契約とする。原則、毎月末を締切日とし、収集車稼働台数を集計し、受託者の請求により支払う。

18 業務不履行の際の契約解除及び変更

(1) 受託者の自己の責任により、稼働車両台数の配置を怠った場合、あるいは、収集運搬業務を履行しなかった場合は、本市は受託者に対して、契約の解除をできるものとする。

(2) 受託者が次のいずれかに該当するときは、本市は契約を解除し、又は委託料を減額することができるものとする。

ア 仕様書及び作業指示書に定める内容を実施していない等の粗雑履行があったとき。

イ 適正な業務の実施を確保していないとき。

ウ 本市が業務の是正又は改善を指導したにもかかわらず、これに従わないとき。

19 業務内容に変更が生じた場合

本契約及び仕様書に記載する業務について、法令・規則の改廃、本市の一般廃棄物処理計画、収集作業計画、施設の改変等やむを得ない事情で変更が生じる場合、受託者と速やかに協議し、契約の変更・見直し等を行うこととし、受託者はその変更内容等に従って作業内容を変更しなければならない。

20 環境への配慮

(1) 大気汚染の防止等を勘案し、より環境への負荷の少ない車両の使用に努めること。

(2) 受託者は、地域貢献や社会貢献に努めること。

21 その他

(1) 受託者は、業務を行うに当たり、所管のまち美化事務所と十分な連絡を取りながら、業務の完遂を期するものとし、常に業務従事者に周知徹底が図られるような連絡体制を整えなければならない。

(2) 受託者は、業務を行うに当たって、本市の施策に協力するように努めなければならない。また、地震や風水害等の災害緊急時の収集作業等については、本市の指示に従って業務を行わなければならない。

(3) 受託者は、契約期間の終了に際しては、次年度受託者に対し、必要な場合は、速やかに業務の引継ぎを行わなければならない。

(4) この契約に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、別途協議するものとする。

22 禁止事項

次に掲げる事項を行うことを禁止する。ただし、本件競争入札において落札し、契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が、本件競争入札において互いに競争相手であった落札者以外の者（以下「非落札者」という。）以外の者を經由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき又は特許権その他の排他的権利に係

る物件の調達その他のやむを得ない事由により，非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部を調達する必要があるため，あらかじめ文書による本市の承認を得た場合を除く。

- (１) 契約者が，非落札者から契約の履行に必要な物件（落札者の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。）又は役務を調達すること。
- (２) 非落札者が，契約者に対して，契約の履行に必要な物件又は役務を供給すること。